

本別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年12月27日

本別町農業委員会

1 基本的な考え方

この指針は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条に基づき定めるものとし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標およびその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 目標

- ・ 遊休農地率1%以下を維持。

(2) 方法

- ・ 利用状況調査と農業委員の日々の活動により農地利用状況を把握し、地権者等に対し、適切な指導等を行う。

3 担い手への農地利用集積について

(1) 目標

- ・ 集積率80%以上を維持。

(2) 方法

- ・ 農業委員の日常活動等により農地利用集積の推進を図る。
- ・ 本別町、本別町農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手農家等の意向把握に努める。

4 新規参入の促進について

(1) 目標

- ・ 3年度につき1経営体。

(2) 方法

- ・ 本別町農業担い手育成センターを構成する関係機関と連携し、新規参入希望者の情報把握等に努めるとともに、当該希望者への農地利用集積の推進を図る。